

令和 7 年度 旭市地域密着型サービス事業所整備法人公募要領

1. 公募の趣旨

旭市では、旭市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、その一環として、地域密着型サービス事業所の整備において、より質の高いサービスの提供が可能な法人を、公平・公正に選定するために行うものです。

応募に当たっては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令及び関係通知並びに本要領を遵守し、関係機関等と事前相談を行ってください。

2. 公募の概要

（1）事業種別及び整備量

種別	定員	募集数
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	29 人以下	1
看護小規模多機能型居宅介護	29 人以下	3

（2）整備開始年度：令和 7 年度

※後述 5－（2）の補助金の交付を希望しない場合は、旭市との事前協議を経た上で、介護保険法に基づく指定申請を行ってください。

3. 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件のすべてを満たす必要があります。

- （1）応募時点で法人格を有していること。
- （2）介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- （3）介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第 115 条の 1 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- （4）所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、かつ過去に法人及び事業所運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- （5）旭市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

4. 開設の条件等

(1) 対象地域

市内全域を対象としますが、公共交通機関等交通の利便性及び災害に対する安全性が確保された立地とすること。また、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

※建設計画地での開発について、必ず旭市役所都市整備課等と事前に調整の上、計画の実現性を確認してください。

(2) 事業用地

自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地とする場合は事業の継続性を確保する観点から、建物の耐用年数に相当する長期の賃貸借契約が締結されている、又は契約締結が確約されていること。

事業用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

※事業用地は抵当権等存続の支障となり得るような権利設定がないこと、当該権利の抹消が確実なことを条件とします。

新たに事業用地を確保する場合であっても、応募時に土地を購入する必要はありません。土地の売買確約書等により状況を確認します。

(3) 地元説明について

整備及び運営に当たっては、周辺の環境に適合した外観とし、隣接地への日照権等にも配慮するとともに、地域住民の理解が得られるよう十分な説明を行ってください。地元及び近隣の自治会（町内会）、隣接住民及び隣接地の地権者に対しては説明会を実施し、説明経過に係る調書を作成してください。

地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、旭市に計画書を提出するための説明であり、現段階で整備が決定したものではない」旨を説明資料に記載する等、十分注意して行ってください。

なお、地域住民への説明は、形式的な同意書等を求めるものではありません。円滑に事業を進められるよう、住民に理解と協力を求めることが必要です。

(4) 建物・設備等の要件

建物・設備に関しては公共性を重視し、過度の投資により事業運営に支障が無いよう配慮すること。

設置基準は、「旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例（平成２５年３月２６日条例第３号）」及び「旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年３月２６日条例第４号）」を遵守すること。

（５）開設時期：令和８年４月１日（水）まで

（６）生活管理指導短期宿泊事業の受託（任意）

旭市の実施する生活管理指導短期宿泊事業の受託について検討をお願いします。

＜生活管理指導短期宿泊事業＞

救急受診後、入院の必要がなく帰宅となったが、社会的理由により自宅での生活が困難な要介護認定を受けていない６５歳以上の高齢者等に対し、介護施設等へ一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行う事業。介護施設等には短期宿泊、給食、衛生管理、健康管理等を委託し、指導は市または地域包括支援センターが行います。

５．資金計画

（１）整備に必要な資金等について

建設時の資金及び開設後の運転資金等について、長期・短期の資金計画を立ててください。

（２）整備に係る補助制度について

施設整備に係る補助金には「千葉県介護施設等整備事業交付金」を財源とする「旭市地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金」及び「旭市地域密着型サービス拠点等施設開設準備経費補助金」があります。

なお、（看護）小規模多機能型居宅介護の整備事業者に選定された際に、介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設について、以下の表のとおり補助金が交付される場合があります。ただし、「認可外保育施設指導監督基準」に適合することが必要となります。また、事業開始後１ヶ月以内に千葉県健康福祉部子育て支援課法人指導班に「認可外保育施設設置届」を提出する必要があるため、事業を計画するにあたっては千葉県ホームページ等をご確認ください。

※当該補助金の交付は、千葉県による旭市に対する交付金の内示が前提になります。

・補助金の概要 ※補助金の単価は、令和6年度の金額を示したものです。

① 「千葉県介護施設等整備事業交付金」地域密着型サービス等整備助成事業に係る分

1. 区分	2. 補助基準額	3. 対象経費
小規模多機能型 居宅介護	39,600千円／ 1施設	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
看護小規模多機能型 居宅介護	39,600千円／ 1施設	
介護関連施設等に雇用される介護職員等のための 施設内保育施設	14,100千円／ 1施設	

※前表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付します。

※空き家を活用した整備

空き家を活用して整備する場合、補助基準額は全て10,500千円になります。

※当該補助金は、運営法人が建物を整備した場合に対象となります。土地所有者等が建物を整備し、運営法人に賃貸する場合は対象外です。

※土地の購入費用、整地費用及び設備整備に係る経費は対象になりません。

※補助金を利用した整備には、「旭市補助金等交付規則」及び「旭市地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金交付要綱」の規定に則り整備を進める必要があります。旭市が行う公共事業に準じて入札等を行うことになるため、事前に建設業者を任意に決定することはできません。

②「千葉県介護施設等整備事業交付金」介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る分

1. 区分	2. 補助基準額	3. 対象経費
小規模多機能型 居宅介護	989千円×宿泊定員数	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
看護小規模多機能型 居宅介護	989千円×宿泊定員数	
介護関連施設等に雇用される 介護職員等のための 施設内保育施設	4,960千円/1施設	

※前表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入を除く。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付します。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6か月間です。また、「旭市補助金等交付規則」及び「旭市地域密着型サービス拠点等施設開設準備経費補助金交付要綱」の規定に則り整備を進める必要があります。備品等の購入については、旭市が行う契約手続きに準じて契約等を行っていただきます。

(3) 融資制度について

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備に当たっては、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けることができます。

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

6. 選定方法

(1) 整備法人の決定方法

整備法人は、旭市公的介護施設等事業者選定委員会による審査の結果を踏まえ、市長が決定します。

(2) 審査方法

①一次審査：書類審査(適否)

②二次審査：書類審査・面接審査(採点制)

※面接審査は、応募者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを行います

(応募者の出席は3名以内とします)。なお、審査の結果、得点が審査基準の6割に満たないときには、整備法人なしとする場合があります。

(3) 審査項目

旭市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準に記載のとおり。

(4) 選考結果の通知及び公表

選考結果はすべての事業者にも文書で通知します。また、選考結果を旭市ホームページで公表します。

7. 選考スケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。なお、状況によって日程等の変更を行う可能性もありますので、予めご了承ください。

応募書類受付期間	令和7年4月10日（木）～令和7年5月30日（金）
質問受付期間	令和7年4月10日（木）～令和7年5月2日（金）
質問回答	令和7年5月15日（木）
第一次審査	令和7年6月上旬（予定）
第二次審査	令和7年7月上旬（予定）
選定結果通知	令和7年7月中旬（予定）

8. 応募手続き

本公募への申込みを希望する法人は、次により公募申込書類を提出してください。

公募申込書類を提出した法人を応募法人とします。

(1) 受付期間及び提出場所

- ・期間 令和7年4月10日（木）～ 令和7年5月30日（金）

※ 電話予約の上来庁してください。

※ 受付時間は確認の都合上、午前8時30分から午後4時までとします。

- ・場所 旭市ニの2132番地

旭市役所高齢者福祉課 介護保険班（市役所本庁舎1階）

(2) 提出書類

提出書類は、次頁の表のとおりです。作成に必要な書式等については、旭市ホームページからダウンロードしてください。

本申込みの受付期間終了後は、応募者都合による計画変更は一切認めません。なお、旭市の必要に応じ、市から書類追加及び補正等を求めることがあります。

契約者同士で原本を保管する必要がある、写しでの提出とする書類については、法人代表者名での原本証明を必ず行ってください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。

令和7年 月 日

株式会社 ○○

代表取締役 ○○ ○○ 代表者印

【提出書類一覧】

・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

	内容	様式番号
1	全体目次（提出書類等一覧）	—
2	令和7年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書	様式1
3	定款	—
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—
5	代表者経歴書	様式2－1
6	役員・評議員名簿一覧表、役員名簿	様式2－2
7	法人概要一覧表	様式2－3
8	直近3か年の決算書	—
9	直近3か年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—
11	法人事業概要（パンフレット等）	—
12	施設等整備の動機等	様式3
13	事業計画書	様式4－1
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—
16	土地の登記簿謄本	—
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
20	埋蔵文化財の有無	—
21	地域住民との話合いの経過及び状況（一覧）	様式4－2
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式4－3
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式4－4
24	都市計画に整合していること（協議状況）がわかるもの	—
25	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—
26	事業工程表	様式5
27	位置図（縮尺1/2500程度）	—
28	建物配置図（A3判）	—
29	平面図（A3判）	—
30	立面図（A3判）	—
31	部屋別面積表	—
32	建物を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—

33	施設開設後の収支計画書（3か年分）（集合住宅：住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等と併設する事業計画の場合は全体の収支計画書）	—
34	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式 6
35	借入金償還計画書	—
36	預金残高証明書または預金通帳の写し	—
37	金融機関との融資に係る内諾書、予定書又は協議書類	—
38	管理者予定者経歴書 資格証明書等	様式 7－1
39	介護支援専門員予定者経歴書 資格証明書	様式 7－2
40	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式 7－3
41	質問票 ※質問がある場合	様式 8
42	応募辞退届 ※応募を辞退する場合	様式 9

・施設内保育施設（施設内保育施設の補助金をあわせて希望する場合は提出してください。）

	内容	様式番号
1	全体目次（提出書類等一覧）	—
2	事業計画書（施設内保育施設）	様式 10
3	位置図（縮尺 1 / 2 5 0 0 程度）	—
4	建物配置図（A 3 判）	—
5	平面図（A 3 判）	—
6	立面図（A 3 判）	—
7	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式 11

（3）提出部数：10部（正本1部、副本9部）

（4）作成上の注意

提出書類は、原則として日本工業規格A4版（図面はA3版）で作成し、表紙及び全体目次を付し、下部中央にページ番号を表記し、項目ごとに項目名を記したインデックスを付してください。各書類はファイル・バインダー等で左綴じにしてください。

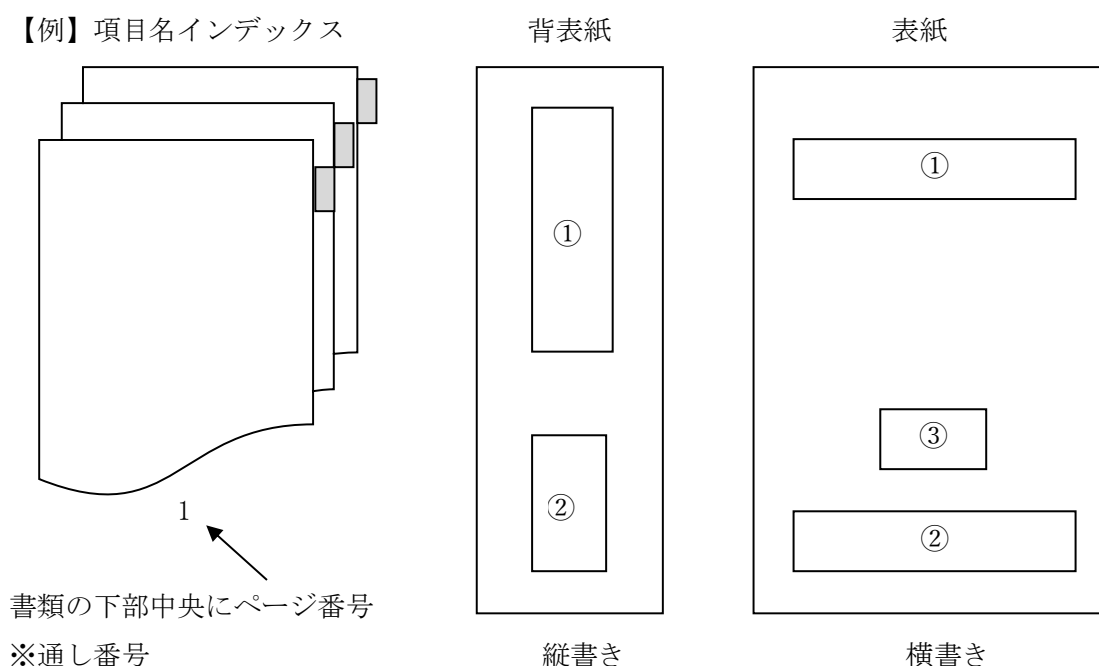
ファイル・バインダー等に見出しをつけてください。

① 令和7年度開設分公募申込書（施設の種類）

② 法人名

③ 正本又は副本の区分

【例】項目名インデックス



9. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (2) 不備・不足等がある申請は受付できませんので、提出日には余裕を持ってください。
- (3) 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 本応募における用地（建物）所有者（権利者）、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。
- (6) 事業者評価後の協議において以下のア～エに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等があることが判明した場合には、決定を取り消す場合があります。
 - ア．必要な許認可が取得できない場合
 - イ．資金計画に大幅な変更が生じた場合
 - ウ．事業計画の変更が生じた場合
(定員、計画地の変更、その他本要領の要件に適合しない変更等)
 - エ．その他事業を執行する上で支障等が発生した場合
- (7) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式9）を提出してください。

10. 質問等の受付について

- (1) 受付期間：令和7年4月10日（木）から 令和7年5月2日（金）午後4時まで
- (2) 質問票の作成について
質問票（様式8）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成してください。

(3) 提出方法

ファクス又は電子メールにより送信の上、送信後は、11. の担当宛に電話による着信確認をしてください。なお、電話及び口頭での質問はご遠慮ください。

(4) 質問に対する回答

質問受付期間中に受け付けた質問については、質疑回答書を作成し令和7年5月15日(木)に市のホームページに掲載します。

(5) 質問に際しての留意事項

指定基準等に係る質問や、国の通知やQ & A等で確認できる内容については、原則として回答しませんので、予めご了承ください。

11. 担当・お問い合わせ

旭市ニの2132番地

旭市役所高齢者福祉課介護保険班 椎名・藤本・加瀬

電 話 0479-62-5308

FAX 0479-62-2170

E-mail kaigo@city.asahi.lg.jp